

医療機関などの手間を削減 マイナカードでもっと便利に

医療機関を受診するときは、これまでの健康保険証に代わって、マイナ保険証か資格確認書が必要になります。「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」については加入している医療保険者に問い合わせてください。

資格確認書は、加入している健康保険の保険者（全国健康保険協会、健康保険組合、市区町村など）が発行します。マイナ保険証は過去の診療情報に基づいた医療が受けられるほか、突然の手術や入院時に高額な支払いが不要になるなど、多くのメリットがあります。また、救急時の応急処置や病院選定にも役立ちます。

マイナ保険証の利用には電子証明書（発行から5回目誕生日まで有効）が必要です。有効期限の2~3ヶ月前に更新通知が届きます。更新手続きをしないと、マイナ保険証としての利用ができなくなるため、更新通知が届いたら忘れずに更新してください。

さらに、保険証情報を登録したマイナカードをスマートフォンに登録すると、かざすだけで医療機関や薬局で利用できます。市内では約100カ所の医療機関でスマートフォンで登録できます。



問 マイナ保険証についてはマイナンバー総合フリーダイヤル
☎ 0120-95-0178
休日・延長窓口については市民課
☎ 027-898-6101

ホのマイナ保険証が利用できます。

● マイナカード休日窓口を利用して

下表のとおり平日延長・休日窓口を開設します。カード作成の申請とマイタクの手続きはできません。また、平日窓口も含め時間帯での予約も可能。二次元コードのホームページから予約してください。なお、混雑状況により受付時間内でも締め切る場合があります。

問 <受け取り>マイナンバーカード交付通知書、通知書に記載の本人確認書類<電子証明書や暗証番号手続きなど>マイナンバーカード

日時	内容
12月9日(火)・19日(金)・23日(火) 19時まで	平日延長窓口
12月14日(日)8時30分~12時	休日窓口



救急車を呼ぶか迷ったら 「#7119」

昨年度の本市の救急出動件数は過去最多。救急車が必要な人が必要な時に利用できるよう、適切な利用をお願いします。救急車を呼んだ方がいいのか、今すぐ病院に行った方がいいのか迷った時は、「#7119」に電話してください。看護師に24時間年中無休で相談できます。つながらない時は、県救急安心センター（☎ 050-5526-4381）へ。



夜間・休日の子どもの急病には 「#8000」

子どもの急な発熱や嘔吐、腹痛などで病院に行つた方がいいのか迷った時は、「#8000」に電話を。病気への対処方法や応急処置などを看護師などに相談できます。携帯電話から電話してください。

問 <月曜~土曜> 18時~翌朝8時 <日曜・祝日・年末年始> 8時~翌朝8時

対 15歳未満の子どもの保護者など



2月16日(月)から 市県民税の申告相談窓口を開設

問 市民税課
☎ 027-898-6203



市民税・県民税の申告相談窓口を右表のとおり開設します。申告会場は混雑します。後日案内する郵送や電子申告を利用してください。その他の市民サービスセンター出張会場は、二次元コードのホームページをご覧ください。

市民税・県民税の申告相談窓口		
会場	日時	
市役所	2月16日(月)~3月16日(月)の平日(3月1日(月)は開設)	9時~16時 ※3月1日(月)は14時まで
宮城支所	2月16日(月)~19日(木)	
大胡支所	2月20日(金)~27日(金)の平日	9時30分~15時 ※各最終日は14時まで
粕川支所	3月2日(月)~5日(木)	
富士見支所	3月6日(金)~13日(金)の平日	

確定申告の予約は 国税庁LINEを利用して

問 前橋税務署
☎ 027-224-4371

確定申告期間は来年2月16日(月)から3月16日(月)まで。申告相談を希望する人は、LINEで事前予約をするか会場で入場整理券を取得してください。

なお、1月5日(月)から2月13日(金)までは、税務署内に確定申告会場はありません。

● 国税庁LINEの友だち追加を

国税庁LINE公式アカウントでは、受け取りたい情報を事前に受信設定することで、確定申告や医療費控除、ふるさと納税などのニーズに合った情報をタイムリーに受け取れます。



国保税などは 所得控除の対象に

問 国保税の納付については収納課
☎ 027-898-6226
国保税の課税内容については国民健康保険課
☎ 027-898-6250 (24時間自動応答)
後期高齢者医療保険料については国民健康保険課
☎ 027-898-5955 (24時間自動応答)
介護保険料については介護保険課
☎ 027-898-6159

今年納付した国民健康保険（国保）税や後期高齢者医療保険料、介護保険料は、税の申告で社会保険料控除の対象になります。各納付額は、領収書や来年1月下旬頃郵送する口座振替済通知書で確認を。年金引き去りの人は日本年金機構などが送付する源泉徴収票で確認できます。納付確認書の請求も可能。詳しくは問い合わせてください。

マイナカードで 簡単スマホ確定申告

問 前橋税務署
☎ 027-224-4371

確定申告は、スマホとマイナバーカードを使って、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から自宅で申告書を作成・提出できます。マイナポータルとe-Taxを連携すると、確定申告書の該当項目が自動入力され、医療費通知情報や寄附金受領証明書などを1件ずつ入力する必要がなく、書類の提出保存も不要です。給与所得や公的年金などの源泉徴収票も自動入力の対象。マイナポータル連携を利用するためには事前準備が必要です。早めに準備をしてください。

● 有効期限に注意

マイナバーカードと電子証明書にはそれぞれ有効期限があり、有効期限を過ぎた場合、e-Taxなどが利用できません。確定申告期間は窓口の混雑が予想されます。早めに更新手続きをしてください。



確定申告
マイナポータル連携